6　環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その事業活動に伴って保管する廃棄物が高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある事業者その他の関係者に対し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある廃棄物の保管の状況に関し、必要な報告を求めることができる。

第二十四条を第三十二条とし、第二十三条を第三十一条とし、第二十二条を第三十条とする。

第二十一条の見出し中「事業所管大臣等」を「経済産業大臣」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」を「低濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」に改め、同項を同条とし、同条を第二十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（ポリ塩化ビフェニル塗布施設等の所有又は管理に係る事業を所管する大臣に対する要請）

第二十九条　環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル塗布施設等（低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品である塗料が塗布された施設又は設備をいう。以下この条において同じ。）から低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物が飛散することを防止するため、都道府県又は政令で定める市がポリ塩化ビフェニル塗布施設等の所有又は管理に係る事業を行う者の協力を得ることができるよう、当該事業を所管する大臣に対し低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の飛散の防止について必要な措置を講ずることを要請することができる。

第十八条の前の見出し及び同条から第二十条までを削り、第三章を第四章とする。

第二章を次のように改める。

第二章　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理

第一節　使用を終了した低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理

（低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有する事業者の責務）

第七条　低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有する事業者は、当該低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を終了したときは、自らの責任において確実かつ適正に、その保管及び処分（再生を含む。第三十四条第二項及び第三項を除き、以下同じ。）をしなければならない。

（低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有等の届出）

第八条　低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有する事業者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有及び使用の状況

三　低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用の場所

四　低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用の終了の見込み

五　その他環境省令で定める事項

2　前項の規定による届出をした者（以下「届出所有事業者」という。）は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

（低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の管理）

第九条　届出所有事業者は、その所有する低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を終了した場合におけるその確実かつ適正な処理を確保するため、前条第一項の規定による届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について政令で定める基準に従い、これを管理しなければならない。

（指導及び助言）

第十条　都道府県知事は、届出所有事業者に対し、その所有する低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を終了した場合におけるその確実かつ適正な処理を確保するため、前条の規定による管理について必要な指導及び助言をすることができる。

（電気事業法との関係）

第十一条　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十八号に規定する電気工作物であって政令で定める低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（第二十八条において「低濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」という。）であるものについては、前三条の規定並びに第十七条、第三十二条第一項及び第三十三条第一項の規定（低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有及び使用に係る部分に限る。）を適用せず、同法の定めるところによるものとする。

（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る届出及び処分）

第十二条　届出所有事業者は、第八条第一項の規定による届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を終了したときは、当該使用を終了した低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、当該使用を終了した日（第三項において「使用終了日」という。）が属する月の翌月末日までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況

三　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所

四　その他環境省令で定める事項

2　前項の規定による届出をした届出所有事業者は、同項第三号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3　第一項の規定による届出をした届出所有事業者は、当該届出に係る使用終了日から起算して、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分をし、又は他人に処分を委託するまでに要する期間を勘案して五年を超えない範囲内において政令で定める期間が経過する日までに、当該届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分をし、又は他人に処分を委託しなければならない。

4　第一項の規定による届出をした届出所有事業者は、当該届出をした日の属する年度の翌年度以降、毎年度、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一　当該届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況

二　当該届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所

三　当該届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の見込み

四　その他環境省令で定める事項

5　第二項の規定は、前項の規定による届出をした届出所有事業者について準用する。この場合において、第二項中「同項第三号」とあるのは、「第四項第二号」と読み替えるものとする。

6　第一項の規定による届出をした届出所有事業者は、当該届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分（他人に当該処分の委託をした場合には、当該委託）を終了したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（譲渡し及び譲受けの制限）

第十三条　何人も、その所有する低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を終了した場合においては、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないときとして環境省令で定めるときを除き、当該使用を終了した低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り渡してはならない。

2　何人も、前項の環境省令で定めるときを除き、使用を終了した低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り受けてはならない。

（指導及び助言）

第十四条　都道府県知事は、第十二条第一項の規定による届出をした届出所有事業者に対し、当該届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な保管及び処分の実施を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。